

## 横浜市会基地対策特別委員会による政府要望について

横浜市会基地対策特別委員会の青木亮祐委員長ほか2名が、1月16日、外務省及び防衛省を訪れ、横浜市内米軍施設に関する政府要望を行いました。

### 1 要望内容

「横浜市内米軍施設に関する要望書」（市会議長名）※別添

### 2 出席者

横浜市会基地対策特別委員会

委員長 青木 亮祐（自由民主党）

副委員長 渡邊 忠則（自由民主党）

副委員長 山田 桂一郎（日本維新の会）

### 3 外務省・防衛省のコメント要旨

#### ○外務省対応者 深澤 陽一 外務大臣政務官

- ・日本における米軍の駐留については、地元の理解がなければ成り立たないと考えている。基地周辺にお住まいの皆様のご負担を軽減できるよう政府としてしっかりと取り組んでまいりたい。
- ・生活環境の維持向上に関しては、米側に対して様々な場面において、安全に配慮するよう求めていく。
- ・根岸住宅地区については、一日でも早く返還されるよう、外務省としてもしっかりとその責任を果たしていくとともに、池子住宅地区の飛び地については、防衛省とも緊密に連携し適切に対応していく。
- ・米軍の活動については、引き続き、得られた情報については適切にお知らせする。

#### ○防衛省対応者 鬼木 誠 防衛副大臣

- ・根岸住宅地区においては、周辺住民の方々への安全対策等に十分配慮するとともに、土地所有者等に対し丁寧な情報提供に努めて原状回復作業を進めていく。また、早期返還、引渡しに向けて関連作業を進め、土地利用開始に影響を与えないよう緊密に調整しながら進めていく。
- ・旧上瀬谷については、引き続き、引渡し後の土地利用について不安がないよう調整の上、適切に対応する。
- ・米軍の運用には地元のご理解が必要不可欠であり、米側からお伝えできる情報が得られた時には、皆様にお知らせする。

## 要望活動の様子

【外務省 要望活動】（深澤大臣政務官：右から1番目、青木委員長：右から2番目）



【防衛省 要望活動】（鬼木副大臣：右から2番目、青木委員長：右から3番目）



※写真データをご希望の場合は、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先			
(特別委員会に関する事)	議会局議事課長	金川 守	Tel 045-671-3005
(市内米軍施設に関する事)	政策局基地対策課長	久世 学	Tel 045-671-2057

# 横浜市内米軍施設に関する要望書

令和6年1月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成26年の深谷通信所に続き、27年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年11月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、現在、原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約150ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和6年1月16日

外務大臣	上川陽子様
財務大臣	鈴木俊一様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
防衛大臣	木原稔様

横浜市会議長

瀬之間 康浩

# I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

## 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

### (1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設6施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の2施設・区域について速やかな返還を実現すること。

根岸住宅地区については、既に米軍関係者の居住はなく、跡地利用検討が本格化している。令和元年11月には、日米政府間において、原状回復作業を実施するための共同使用が合意され、令和2年6月から作業が開始されている。この状況を踏まえ、本市は令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定し、跡地利用検討を進めている。引き続き、迅速かつ適切に原状回復作業を実施するとともに返還に向けた手続きを進めること。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

### (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックについては、令和5年4月に小型揚陸艇部隊が新編されたが、横浜港の中心に位置し活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有していることから、また、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域については、住宅等建設が取り止められたことから、返還に向けた具体的な検討を行うこと。

## 2 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壌汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来さないよう、適切な対応に努めること。今後返還が予定されている根岸住宅地区については、引き続き、迅速かつ適切な原状回復作業を実施し、実施状況や内容などについて、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接収・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

また、旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

### 3 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう国による撤去費用の負担など適切な措置を講じること。また、旧上瀬谷通信施設については、砲弾が発見されていることから、調査費の負担など必要な措置を講じること。

### 4 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

### 5 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区はあわせて約360ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、本市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、本市の旧上瀬谷通信施設における2027年国際園芸博覧会の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

### 6 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、様々な制約を受けている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持については国の責務であることから、返還・引き渡し後の生活環境の維持を含め、居住者の声を十分聞き、適切な対応を行うこと。

## Ⅱ 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望

### 1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

横浜市民の安全・安心な生活を確保するため、安全対策の徹底を図るとともに、米軍施設で働く日本人従業員の安全・安心の確保にも努めること。

また、訓練を行うにあたっては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

さらに、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に伴い、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないよう万全な対策を実施すること。

### 2 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

### 3 災害対策への協力

災害の発生に際して、本市と在日米海軍及び在日米陸軍が交わした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」と「消防相互援助協約」を踏まえ、本市の災害対策への協力をを行うとともに、適時・適切な情報提供に努めること。

### 4 米軍人等に対する教育等の徹底

横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等による大きな問題は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

### 5 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安全・安心に関わるものである。近年では、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編や、複数のオスプレイの駐機、米艦船の市内民間施設への着岸が散見されることもあり、市民に不要な心配をおかけすることのないよう、説明責任を果たすために、なお一層、適時・適切な情報提供に努めること。

# 横浜市内米軍施設区域位置図

**凡例**

施設	土地区分
提供中施設	国有地
返還済施設	民有地
	市有地

**旧上瀬谷通信施設 242ha**

27年6月 返還



国有地(45%):110ha  
民有地(45%):110ha  
市有地(10%): 23ha

**旧深谷通信所 77ha**

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

**旧富岡倉庫地区 3ha**

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

**根岸住宅地区 43ha**

**返還方針合意**  
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha  
民有地(36%):16ha  
市有地( 0%): 0ha

**瑞穂ふ頭/横浜  
ノース・ドック 52ha**



国有地(81%):43ha  
民有地(12%): 6ha  
市有地( 7%): 3ha

**鶴見貯油施設 18ha**

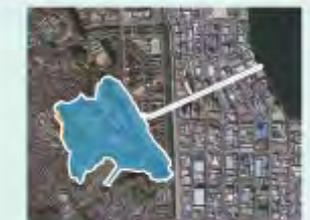


民有地(100%):18ha

**小柴水域 42ha**

**旧小柴貯油施設 53ha**

17年12月 返還



国有地(97%):51ha  
民有地( 2%): 2ha  
市有地( 1%): 0ha

**池子住宅地区及び  
海軍補助施設 37ha**

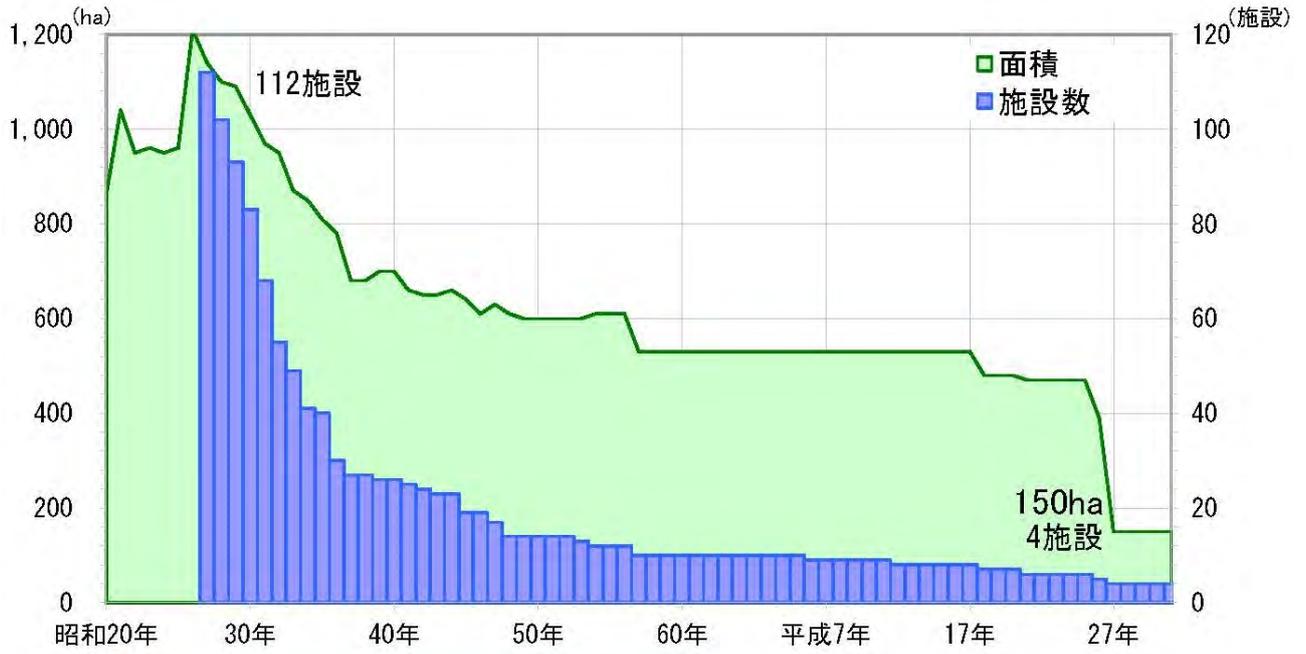
**返還方針合意**  
(一部(飛び地)返還(1ha))



国有地(99%):36ha  
民有地( 0%): 0ha  
市有地( 0%): 0ha



**資料 2** 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。